

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談 電予	11月9日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 11月1日(火)午前8時30分～) 11月22日(火) 午後1時30分～4時30分 (受付 11月15日(火)午前8時30分～) 12月7日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 12月1日(水)午前8時30分～) ※いずれも先着6人・時間の指定はできません	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談	16日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 8日(火) 午前8時30分～)		
行政相談	10日(水) 午後1時30分～4時	安土コミュニティセンター 2階 相談室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
人権相談	10日(水)・24日(水) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
福祉に関する相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職など にかかる相談)	8日(水) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	8日(水) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	25日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談 予	11月7日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	安土町商工会 TEL(46)2389 近江八幡商工会議所 TEL(33)4141
	12月5日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	11月1日(火)、12月1日(水) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	21日(月) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜 午前9時～午後4時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	18日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	12月8日(水) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室1	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	28日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	15日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	11月10日(水)、12月8日(水) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	18日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	4日(金)・10日(水)・16日(水)・22日(火) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



海産物の電話勧誘販売

～「コロナの影響で困っている」などの電話勧誘に注意～

【事例】

電話で「新型コロナウイルスの影響で商品が売れずに困っている。商品を数種類多めに送るから購入してほしい」と勧められて海産物の詰め合わせを2万円で申し込んだ。数日後、代引きで荷物が届き中を確認すると、海産物が数種類入っていたが、値段に見合うものではなかった。商品には手を付けていないので返品できないか。

【アドバイス】

電話をかけてくる事業者の中には、「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などと言って、消費者の親切心や同情心につけ込み、すぐには断れないよう執拗に勧誘する事業者もみられます。事業者名や連絡先を覚えてくれなかつ

たり、勧誘が強引であったりするなど、少しでも不審な点があれば、電話を長引かせずにキッパリと断りましょう。

事業者からの電話を受けて契約した場合は、特定商取引法で定める「電話勧誘販売」に該当し、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリングオフを行うことが可能です。

了承していないのに一方的に商品が届いたら、送り主の名称や住所を控えて受け取りを拒否してください。代引き配達で代金を支払い、商品を受け取ってしまった場合は、事業者に身に覚えのない商品であることを伝え、返金を依頼しましょう。



消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
188



8 限目

地域の居場所作り

～ふれあいサロン活動で生き生きと～

健康な生活を長く送るためには、孤立・閉じこもりを防止して、健康・生きがいがづくりの増進が必要とされています。そこで、多くの自治会では、自治会館などを活動拠点として、「ふれあいサロン」を開催しています。

ふれあいサロンでは、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、体操、脳トレ、ゲーム、歌、折り紙や編み物などの創作活動、健康の話などの学習会、屋外でのウォーキングなどの取り組みを行っています。

こうした活動に参加することで、適度な刺激を得ることができ、孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいがづくりになっています。また、身近な地域でし

か得られない生の情報にふれることができるため、安心感もたらされ、住民同士のきずなが深まり、気にかけて関係性も生まれています。

コロナ禍では思い通りに集まることが難しいこともありますが、十分な対策を講じたうえで、ふれあいサロンに参加し、自治会活動を通じた仲間づくりや生きがいがづくりをされてはいかがでしょうか。



多賀町で開催されたふれあいサロン

自治会加入を希望する人へ、地域の自治会を紹介します!

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553